教員を対象とした特別受験制度の実施について

- ○英語担当教員の英語力の向上のため、各試験団体により一定期間において 英語担当教員を対象とした特別受験制度を提供
 - →平成26年4月より、小学校の教員も対象に加わりました!
 - →平成26年8月より、IELTSも割引対象となりました!
- ◆実用英語技能検定(英検): 【1級】8,400円→4,000円、【準1級】6,900円→3,000円

【2級(小学校教員のみ)】5,000円→2,500円

- ◆IELTS : 25,380円→20,000円
- ◆TOEFL(iBT): 230米ドル→19,500円
- ◆TOEIC公開テスト: 5,725円→2,000円
- ◆GTEC CTE: 6,480円→2,360円
- ◆ケンブリッジ英検: 【KET】9,720円→7,500円、【TKT】9,500円→7,200円 等

(参考)JETプログラムに係る地方財政措置について

背 景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、ティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、 授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加 する予定

<従来(平成25年度まで)>

◎JETプログラム

<u>外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展</u>を図り、<u>諸外国との相互理解を増進</u>するとともに、<u>わが国の国際化の促進</u>に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度から)>

【JETプログラムに必要な経費について、引き続き、地方財政措置】

(平成26年度地方財政措置額:300億円程度)

JET青年1人あたり590万円を地方財政計画に計上

<市町村(標準団体規模10万人)>

単位費用: 118万円 (590万円×20%) ※ 一律の措置

補正係数:<u>472万円</u> (590万円×80%) × JET青年実人員

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

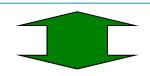
(26年度地方財政措置額:約10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に要する経費について、地方交付税措置

JETコーディネーターについての考え方

- ・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JETーALT来日時に生活 支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。) <1名あたり単価 220万円 (週3日7h勤務 @2,000円/h)>
- ・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への 積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。
- ・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

JETプログラム 〇外国語教育の充実 〇地域レベルの国際交流 〇相互理解の推進 〇国際化の推進



活用上の課題

〇課題1 JET青年に対する生活面でのサポート体制が必ず しも十分でない。

〇課題2

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない。

JETプログラムコーディネーターの配置(新規)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーター活用に要する経費について、地方交付税措置

- ◆勤務 1週あたり20時間
- ◆業務内容 地域における<u>生活</u>、日本人教師との<u>コミュニケーションの</u> 円滑化、教育現場における<u>能力発揮</u>、<u>地域活動への積極的参加</u>を 始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援

JETプログラムコーディネーターの活用(例)

◆業務内容

(例)

- ・服務管理に関する調整
- JET-ALT、教委担当者のカウンセリング、相談
- JET-ALTと教委担当者・学校とのやりとりの仲介
- JET-ALTが日常生活を送る上で必用な情報提供、支援
- JET-ALTの緊急事態(病気、事故等)への対応
- JET-ALTに関する研修会・講習の実施
 - (例)実践交流、課題解決、担任とのコミュニケーションの在り方、必要な日本語 レッスン等
- 学校訪問支援
- ・地域や学校の行事への支援

Q 1

どうしたらJETコーディネーター経費を、財政当局から財政措置してもらえますか。

A 1

「平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(平成26年1月24日 総務省自治財政局財政課)にて、コーディネーターについて交付税措置がされている旨が記載されていることを踏まえ、貴機関にてコーディネーターについて財政需要があることを、都道府県内の財政当局と相談、要望していただくことになります。

Q 2

JETコーディネーターは、日本人でないといけませんか。JETプログラム終了者を活用したいのですが。

A 2

日本人でなければならないということはありません。 JETプログラム経験者や中・高等学校退職教員等が 考えられますが、特に限定していません。

Q 3

JETコーディネーターは、常勤でなければなり ませんか。

A 3

必ずしも常勤である必要はありません。また、業務の集中する期間だけ人数を増やしたり、繁忙期のみ契約をすることも考えられます。